

諫早市監査委員告示第5号

監査の結果に基づく措置状況の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年2月19日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和元年度(前期)定期監査結果

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等(公表)	措置完了日	措置内容等
R1	前期定期	総務部	総務課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市会計規則第17条第3項及び第4項によると、現金を収納したときは、当日中又はその翌日までに収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、収納金の払込みが遅延している事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な収納金の払込事務の執行に努められたい。</p>	令和元年6月14日	収納金の払込みについて、課内会議を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R1	前期定期	総務部	総務課	<p>【指導事項】</p> <p>徴収事務に関し、次の事例が見受けられた。</p> <p>① 諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、敷地使用料の納入期限が使用開始後の任意の日に設定されている事例、敷地使用料及び建物使用料が使用前に納入されていない事例</p> <p>② 諫早市会計規則第14条第2項によると、納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものと規定されているが、庁舎電気料等実費徴収金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日に設定されている事例</p> <p>については、条例等に基づく適正な徴収事務の執行に努められたい。</p>	①、② 令和元年6月12日	① (敷地使用料の納入期限が使用開始後の任意の日に設定されている事例について) 事務手続に係る法令等の確認を徹底し、事務の適正化を図った。 (敷地使用料及び建物使用料が使用前に納入されていない事例について) 先方の事務手続に時間を要したものであり、納付書を本社へ直接送付するなど使用許可日前の納付を厳守するよう事務の見直しを図った。 ② 単純な事務手続の誤りであり、今後は法令等の確認を徹底し、事務の適正化を図った。
R1	前期定期	総務部	秘書広報課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市契約規則第37条第6項によると、検査職員は、検査を完了したときは、速やかに検査調書を作成しなければならないと規定されているが、検査調書が作成されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	令和元年11月25日	諫早市契約規則第37条第6項に基づく適正な事務処理を行うよう、職員に対し周知徹底を図った。
R1	前期定期	政策振興部	企画政策課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、国際交流支援事業助成金の調定が任意の日で行われている事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な調定事務の執行に努められたい。</p>	令和元年6月4日	調定事務について、課内会議を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R1	前期定期	政策振興部	文化振興課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、いもりコミュニティ会館敷地の目的外使用の使用料が使用前に納入されていない事例、納入期限が使用開始後の任意の日に設定されている事例が見受けられた。</p> <p>については、条例に基づく適正な使用料の徴収事務の執行に努められたい。</p>	令和元年10月31日	納入通知書に記載する納入期限について、課内会議を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R1	前期定期	政策振興部	文化振興課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第14条第2項によると、納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものと規定されているが、敷地使用料及び実費徴収金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日に設定されている事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な徴収事務の執行に努められたい。</p>	令和元年10月31日	納入通知書に記載する納入期限について、課内会議を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R1	前期定期	政策振興部	文化振興課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第17条第3項及び第4項によると、現金を収納したときは、当日中又はその翌日までに収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、収納金の払込みが遅延している事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な収納金の払込事務の執行に努められたい。</p>	令和元年10月31日	現金を収納した際の取り扱いについて、課内会議を行い、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R1	前期定期	政策振興部	美術・歴史館	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第17条第3項及び第4項によると、現金を収納したときは、当日中又はその翌日までに収納金融機関に払い込まなければならないと規定されているが、収納金の払込みが遅延している事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な収納金の払込事務の執行に努められたい。</p>	令和元年5月15日	職員に対し、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。

令和元年度(前期)定期監査結果

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等(公表)	措置完了日	措置内容等
R1	前期定期	政策振興部	スポーツ振興課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市会計規則第8条第1項によると、収入命令権者は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、収入した保健体育施設使用料について、調定されていない事例が見受けられた。(使用取消により還付した使用料の調定)</p> <p>については、規則に基づく適正な調定事務の執行に努められたい。</p>	令和2年2月12日	職員に対し、諫早市会計規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。
R1	前期定期	財務部	市民税課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市契約規則第35条第1項によると、地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査は、市長が職員に命じて行うものとして規定され、諫早市契約規則第37条第6項によると、検査職員は、検査を完了したときは、速やかに検査調書を作成しなければならないと規定されているが、ふるさと応援寄附金に係る業務委託において、検査命令の決裁を受けずに検査が行われている事例、検査調書が作成されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	令和元年12月5日	検査命令、検査調書について課内協議を行い、諫早市契約規則に基づく適正な契約事務の執行について周知徹底を図った。
R1	前期定期	健康福祉部	健康福祉センター	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市決裁規程別表第2によると、減免の決定における専決者は、減免基準によるものであらかじめ基準適用の決裁を受けたもの以外のものは部長と規定されているが、諫早市健康福祉センターの使用料において、部長の決裁を受けていない団体の使用料を減免している事例が見受けられた。</p> <p>については、規程に基づく適正な施設の使用料の減免事務の執行に努められたい。</p>	令和元年7月2日	減免の決定について、所内協議を行い、諫早市事務決裁規程及び諫早市健康福祉センター条例に基づく適正な事務処理の徹底を図った。
R1	前期定期	健康福祉部	健康福祉センター	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市多良見食生活改善センター条例施行規則様式第5号において、使用料減免申請書の様式が定められているが、異なる様式を使用している事例、申請者の押印欄があるにもかかわらず押印がなされていない事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な施設の使用料の減免事務の執行に努められたい。</p>	令和元年8月31日	減免の決定について、所内協議を行い、諫早市多良見食生活改善センター条例に基づく申請書の作成及び適正な事務処理の徹底を図った。
R1	前期定期	健康福祉部	健康福祉センター	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市健康福祉センター条例第5条によると、使用の許可を受けた者は使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならないと規定されているが、使用料の納入期限が許可日後の任意の日に設定され、納入されている事例が見受けられた。</p> <p>については、条例に基づく適正な使用料の徴収事務の執行に努められたい。</p>	令和元年7月2日	使用の許可及び使用料の納入について、所内協議を行い、諫早市健康福祉センター条例に基づく適正な事務処理の徹底を図った。
R1	前期定期	健康福祉部	健康福祉センター	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市文書管理規程第3条によると、文書は確実かつ迅速に処理し、かつ、常にその所在並びに処理の経過及び状況を明らかにしておかなければならないと規定されているが、決裁後の公文書が保管されていない事例が見受けられた。</p> <p>については、規程に基づく適正な文書の管理事務の執行に努められたい。</p>	令和元年7月2日	本件については、所内協議を行い、諫早市文書管理規程に基づく適正な事務処理の徹底を図った。
R1	前期定期	市民生活環境部	人権・男女参画課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市男女共同参画推進センター条例施行規則第7条第3項によると、団体の登録をしたときは、諫早市男女共同参画推進団体登録通知書により通知すると規定され、また、同規則第12条第4項により、登録団体は全額使用料減免と規定されているが、登録期間の始期を遡及して決定し、減免している事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な団体登録の事務の執行に努められたい。</p>	平成31年4月1日	諫早市男女共同参画推進センター条例施行規則に基づく団体登録に伴う登録期間の始期について、今年度更新時においては、既に、規則に基づく適正な事務処理への改善を行い、課内で周知徹底を図っている。
R1	前期定期	市民生活環境部	人権・男女参画課	<p>【指導事項】</p> <p>使用許可事務に関し、次の事例が見受けられた。</p> <p>① 諫早市男女共同参画推進センター条例施行規則第9条第2項によると、申請書の受付期間は、登録団体については使用日の2月前から使用日の前日まで、登録団体以外の者については使用日の1月前から使用日の前日までと規定されているが、受付期間前に申請書が受け付けられ使用許可している事例</p> <p>② 諫早市男女共同参画推進センター条例施行規則様式第3号において、使用許可申請書の様式が定められているが、申請者の押印欄があるにもかかわらず押印がなされていない事例</p> <p>については、規則に基づく適正な使用許可事務の執行に努められたい。</p>	令和元年7月9日	①諫早市男女共同参画推進センター条例施行規則に規定する申請書の受付期間について、課内で規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。 ②諫早市男女共同参画推進センター条例施行規則に規定する使用許可申請の押印について、課内で規則に基づく適正な事務処理の周知徹底を図った。

令和元年度(前期)定期監査結果

年度	監査区分	部等	課等	指摘事項等(公表)	措置完了日	措置内容等
R1	前期定期	市民生活環境部	消費生活センター、市民相談室	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市契約規則第34条及び第37条第6項によると、履行の届出、検査について定められているが、業務委託において、履行完了の届出書及び検査調書が作成されておらず、履行確認がどのように行われたか確認できない事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な契約事務の執行に努められたい。</p>	令和元年9月30日	契約事務の履行完了の届出書及び検査調書の作成について、諫早市契約規則に基づく適正な事務処理への改善を行った。
R1	前期定期	商工振興部	産業誘致課	<p>【指摘事項】</p> <p>諫早市勤労者福祉会館条例第9条によると、会館の使用の許可を受けた者は、別表に定める使用料を使用の許可を受けた際に納入しなければならないと規定され、別表の備考4(1)によると、午後10時から翌日午前8時までの間に、使用する場合は1時間につき、この表に掲げる午後5時から午後10時までの使用料金の4割に相当する使用料金を徴収すると規定されているが、4割に相当しない使用料金を徴収されている事例が見受けられた。</p> <p>については、条例に基づく適正な使用料の徴収事務に努められたい。</p>	令和元年8月20日	諫早市勤労者福祉会館の使用料の取扱いについて、指定管理者に確認を行い、諫早市勤労者福祉会館条例に基づく適正な使用料徴収事務への改善と徹底を図った。
R1	前期定期	商工振興部	産業誘致課	<p>【指導事項】</p> <p>諫早市会計規則第8条によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定するよう規定されているが、高城会館の貸家料が任意の日で調定されている事例が見受けられた。</p> <p>については、規則に基づく適正な調定事務の執行に努められたい。</p>	令和元年8月20日	貸家料収入の調定事務の取扱いについて、課内会議を実施し、諫早市会計規則等に基づく適正な事務処理の周知確認と徹底を図った。